

動物による危害防止対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。動物を飼う方は、次のことに注意して、動物を適正に飼いまししょう。

- ▼動物には迷子札やマイクロチップをつけるなどして飼い主がわかるようにしましょう。
- ▼犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください。1頭1頭の着実な実施によって、国内に狂犬病が侵入した際、そのまん延を防ぐことができます。
- ▼犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる時は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- ▼ねこは屋内で飼いまししょう。ねこによる他人への迷惑を防止でき、また、病気や交通事故等の危険からねこを守ることもできます。
- ▼飼い主がわからない犬やねこには、むやみにエサを与えないようにしましょう。
- ▼サル・ヘビ・ワニなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。また、動物が逃げ出すことのないように施設の管理には十分注意を払ってください。



い。逃げた場合には、ただちに保健所、警察へ通報してください。

▼動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも、動物を絶対捨てずに、動物愛護センター等に相談してください。

◆問い合わせ

山武健康福祉センター
 ☎ 0475(54)0611
 動物愛護センター
 ☎ 0476(93)5711
 環境防災課環境班
 ☎ (84)1216

犬のしつけ方教室

犬の習性やしつけ方を身につけて、もっと愛犬と仲良くなってみませんか。

とき 11月20日(金)

午後1時受付

ところ 図書館ハイビジョン

ホール

内容

- ・犬等の飼育・疾病等について講演及び相談会
- ・犬のしつけ方教室(犬の訓練士及びデモンストラーション犬による実演講習)

※飼い犬を連れての参加はできません。

参加費 無料

◆申込・問い合わせ

環境防災課環境班
 ☎ (84)1216

秋季全国火災予防運動

11月9日(月)～15日(日)
 ～消えるまで、
 ゆっくり火の元、にらめっ子～

これから冬にかけて、空気が乾燥し、火災が発生しやすい気候になります。火の取り扱いには十分注意しましょう。



狩猟が解禁に！

11月15日から平成22年2月15日までの期間は、狩猟が解禁となります。住民のみなさんも山林・原野に立ち入る際は狩猟事故防止のため、赤・オレンジ等の目立つ色彩の服装の着用や、ボリュームをあげたラジオを携帯する等、十分ご注意ください。

